

三宅村医療技術者等就労促進資金貸付制度

この制度は、看護師などの資格を有する方が、三宅村役場、社会福祉法人三宅島社会福祉協議会又は社会福祉法人三宅島あじさいの里に就労する場合に、希望により一定金額を就労促進資金として貸し付け、貸付金額に応じた一定期間を良好に勤務した場合に、申請に基づき就労促進資金の返還の免除を受けることが可能となるものです。

1 貸付の対象

次の表に記載した資格を有し、三宅村役場、社会福祉法人三宅島社会福祉協議会又は社会福祉法人三宅島あじさいの里に、新たに職員として1年以上勤務しようとする方

分 類	資 格 名 称
医療系	助産師、保健師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床工学技士、薬剤師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士
福祉系	社会福祉士、精神保健福祉士
介護系	介護支援専門員、介護福祉士、
その他	管理栄養士、保育士、あん摩マッサージ指圧師

※ 現在の求人情報は、三宅村役場及び各団体のホームページ採用情報をご覧ください。

2 貸付金額等

常勤職員に対する就労資金の区分、貸付金額、返還免除可能となる勤務期間は、次の表のとおりです。

貸付区分	貸 付 金 額	返還免除可能となる勤務期間
1	300,000円	12月間
2	600,000円	24月間
3	1,000,000円	36月間

※ 非常勤職員への貸付金額は、常勤職員の2/3の額となります。

3 貸付の対象とならない方

- (1) 既に三宅村奨学資金貸付条例(昭和45年条例第10号)に基づく貸付を受けた方
- (2) 既に就労促進資金の貸付を受けた方
- (3) 村内在住の方
- (4) 就労斡旋業者を介して採用した方（就労斡旋業者に紹介料の支払いをした場合に限る。）